

F A X 送付案内

平成31年2月6日

A4 1枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

愛知県等における豚コレラの発生について

平素よりお世話になっております。
愛知県等における豚コレラの発生について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【概要】

- ・確認日:2019年2月6日
- ・発生場所:愛知県豊田市
- ・飼養状況:繁殖豚1,140頭、肥育豚5,500頭
- ・経緯:
 - (1)2月4日(月)、当該農場で飼養豚が食欲不振、元気消失等を呈しているとの通報を受け、愛知県が立入検査を実施。
 - (2)2月5日(火)、愛知県が実施した検査で豚コレラを疑う結果を得たため、検査材料を農研機構動物衛生研究部門に送付。
 - (3)2月6日(水)、精密検査で豚コレラの患畜と判明。また、愛知県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府の関連農場でも疑似患畜を確認。

※豚コレラ(法定伝染病)

豚コレラウイルスにより起こる豚やいのししの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

※豚コレラに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

<発生予防対策の重要ポイント>

- (ア)人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域、専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
 - ・人・物の出入りの記録
 - ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底
- (イ)野生動物対策
- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
 - ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管